



令和7年6月27日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童虐待対策監	岩田	内線 3552 直通 058-272-8325 FAX 058-278-2644

令和6年度岐阜県における児童虐待相談の状況について

～県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多～

令和6年度に県内5カ所の県子ども相談センター（児童相談所）が対応した「児童虐待の相談対応件数（速報値）」を取りまとめました。

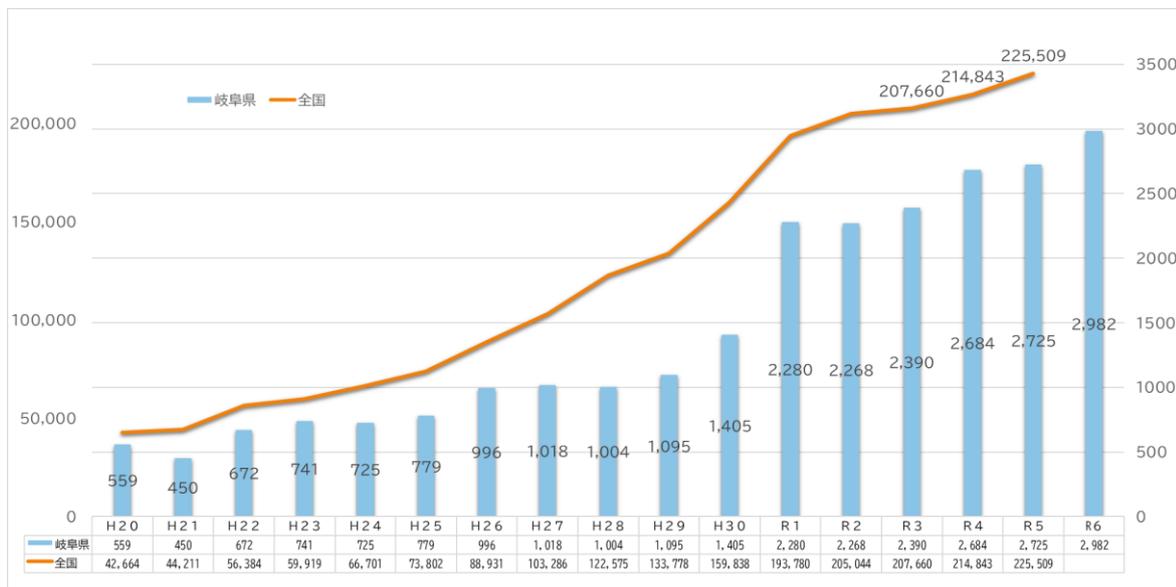
県が対応した県内の児童虐待相談対応件数は2,982件（対前年度比9.4%増）で、過去最多となりました。

1 児童虐待相談対応状況

【状況】

- 種別 「心理的虐待」が1,617件（全体の54.2%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が983件（同33.0%）、3番目に「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が340件（同11.4%）となっています。【表1】
- 年齢構成 「9歳～12歳未満」が572件（全体の19.2%）と最も多く、次に「6歳～9歳未満」が553件（同18.5%）、3番目に「12歳～15歳未満」が533件（同17.9%）となっています。【表1】
- 主な虐待者 「実母」が1,295件（全体の43.4%）「実父」が1,294件（同43.4%）とほぼ同数となっています。【表2】
- 相談の経路 「警察等」が972件（全体の32.6%）と最も多く、次いで「学校等」が585件（同19.6%）、3番目に「市町村」が521件（同17.5%）となっています。【表3】
- 一時保護 児童虐待により一時保護を行った件数は269件で、延べ日数は7,024日となっています。【表4】

図 児童虐待相談対応件数の動向（平成20年度～令和6年度）



【分 析】

- ・ 関係機関とのネットワーク会議等の開催により連携が進み、医療機関・警察・学校からの相談が増加しています（「医療機関等」対前年度比約50%増）。【表3】
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度向上や児童虐待に対する意識の高まりにより、虐待が重篤化する前の軽微な段階での相談が増加した結果、その対応となる保護者等への面接指導件数が増加しています（対前年度比約10%増）。【表5】

2 令和7年度に県が行う主な児童虐待対策

(1) 児童虐待防止のための広報・啓発

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知
- 児童虐待防止推進月間（11月）における、ぎふオレンジリボン運動の展開
 - ・ オレンジリボン児童虐待防止講演会
 - ・ 県内各地域で街頭啓発、県のイベント等での啓発ブース設置
 - ・ 県有施設等でのオレンジライトアップ
 - ・ オレンジリボンたすきリレー

(2) 子どもや子育て家庭への相談支援体制の充実

【児童虐待発生予防等の体制強化】

○指導促進事業

市町村から子ども家庭支援センターへ要保護家庭への指導等について要請（西濃圏域・東濃圏域）

【ヤングケアラーへの支援】

○ヤングケアラー支援体制構築事業

- ・ 中央子ども相談センターと子ども家庭課にヤングケアラーコーディネーター配置
- ・ 支援者向けヤングケアラー研修
- ・ ヤングケアラー等が気軽に集えるオンラインサロンを実施
- ・ SNSによるオンライン相談

【ケアリーバーへの支援】

○社会的養護自立支援拠点事業

- ・ 施設退所後の生活や就労についての相談
- ・ ケアリーバーの相互交流の機会を提供
- ・ 緊急避難場所の提供
- ・ ケアリーバーの自立支援への協力企業を増やす「職親プロジェクト」

○自立支援コーディネーター

各子ども相談センターに自立支援コーディネーターを配置。本人とともに退所後の生活について支援計画を立て、退所後も状況把握し、相談に対応

【妊産婦への支援】

○妊産婦等生活援助事業

妊娠・出産について不安を抱える人の相談に応じ、支援計画を立て伴走型で支援

(3) 関係機関との連携の推進・子ども相談センターの体制強化

【関係機関との連携】

- ・「こどもサポート総合センター」における中央子ども相談センター・警察・岐阜市との連携
- ・中央子ども相談センターに市町村支援担当課(連携支援課)を設置
- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業による医療機関との連携

【児童虐待防止に関する人材育成】

- ・児童福祉司の専門性向上のための研修の受講
- ・児童心理司等の専門性向上のため保護者支援プログラム研修の受講
- ・市町村の児童相談担当職員、里親、児童福祉施設職員、主任児童委員、民生委員・児童委員、学校教員、保育士等に対する研修の実施

【子ども相談センターの機能強化】

- ・児童福祉司や児童心理司の計画的な増員
- ・保健師、警察OB職員の配置
- ・児童虐待対応弁護士の設置
- ・自立支援コーディネーターの配置
- ・外国人の相談への対応強化のためのオンライン通訳の利用

3 令和6年度における被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)

【被措置児童等虐待とは】

児童養護施設等への入所や里親委託などの措置をされている児童に対して、施設職員や里親などが行う虐待をいいます。

(1) 被措置児童等虐待の通告件数 8件

(2) 事実確認調査の結果

- ・虐待の事実が認められた事案 7件
- ・虐待の事実が認められなかった事案 0件
- ・虐待の事実の有無が判断できない事案 1件

(3) 被措置児童虐待の状況

【虐待種別】

- ・身体的虐待 3件
- ・心理的虐待 4件
- ・性的虐待 0件
- ・ネグレクト 0件

【被害児童の年齢】

- ・幼児 1件
- ・小学生 3件
- ・中学生 2件
- ・高校生等 1件

【施設種別】

- ・社会的養護関係施設 5件
- ・障害児施設 2件

【加害者の職種】

- ・施設職員等 7件

【都道府県が講じた措置】

- ・文書による指導 7件

<参考> 市町村相談窓口における相談件数

- ・ 県内市町村における児童虐待相談対応件数は1,733件（対前年度比12.1%増）で、過去最多となりました。
- ・ 市町村は児童相談所とともに児童虐待の通告先となっており、軽度の児童虐待事案については子どもや家庭に最も身近な自治体である市町村が対応しています。
- ・ 母子保健と児童福祉の機能を一体化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」について県内全市町村への設置を目指しており、令和7年4月現在、県内全42市町村中39市町村で設置されています。

市町村相談窓口における虐待相談対応件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対応件数	1,316	1,394	1,487	1,668	1,546	1,733

(注) 子ども相談センターにおける対応との重複件数は不明。R6は速報値。

岐阜県内の相談・通告窓口（24時間・365日）

児童虐待かもと思ったら、ご連絡ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

（通話料無料）

～ 子育てに悩んだ時など子どもに関する様々な相談は ～

■児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」^{いちはやくおなやみを}（通話料無料）

■スマートフォンのLINEアプリから「親子のための相談LINE」公式アカウントを友達登録すると、LINEで子育てに関する相談ができます。



↑友だち登録はこちら

【参考資料】

表 1 被虐待児の年齢構成・虐待種別

(単位：件)

種別 年齢構成	身体的虐待	性的虐待	拒保 (ネグレクト)の 保護の怠慢 否・	心理的虐待	計	構成比 (%)	令和5年度	
							計	(構成比)
0～3歳未満	88	1	66	295	450	15.1	343	12.6
3歳～6歳未満	138	3	60	313	514	17.2	495	18.2
6歳～9歳未満	195	9	64	285	553	18.5	523	19.2
9歳～12歳未満	224	6	56	286	572	19.2	538	19.7
12歳～15歳未満	191	14	55	273	533	17.9	485	17.8
15歳～18歳	147	9	39	165	360	12.1	341	12.5
計	983	42	340	1,617	2,982	100.0	2,725	100.0
構成比 (%)	33.0	1.4	11.4	54.2	100.0			
令和5年度	960	38	300	1,427	2,725			
構成比 (%)	35.2	1.4	11.0	52.4	100.0			

表 2 主な虐待者

(単位：件)

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和5年度	1,197	176	1,224	18	110	2,725
構成比 (%)	43.9	6.5	44.9	0.7	4.0	100.0
令和6年度	1,294	203	1,295	47	143	2,982
構成比 (%)	43.4	6.8	43.4	1.6	4.8	100.0

表3 虐待相談の主な経路

(単位：件)

	都 道 府 県	市 町 村	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	医 療 機 関 等	学 校 等	家 族 ・ 親 戚 等	地 近 隣 ・ 知 人 等	児 童 本 人	そ の 他	計
令和5年度	72	485	54	899	69	533	192	288	83	50	2,725
構成比(%)	2.6	17.8	2.0	33.0	2.5	19.6	7.0	10.6	3.0	1.8	100.0
令和6年度	68	521	69	972	103	585	274	222	81	87	2,982
構成比(%)	2.3	17.5	2.3	32.6	3.5	19.6	9.2	7.4	2.7	2.9	100.0
対前年度比(%)	94.4	107.4	127.8	108.1	149.3	109.8	142.7	77.1	97.6	174.0	109.4

表4 児童虐待による一時保護の状況

区 分	（ 対 応 件 数 ）	（ 延 日 数 ）	（ 保 1 護 件 日 あ た り 数 ）
令和5年度	317	7,157	22.6
令和6年度	269	7,024	26.1

表5 虐待相談への対応状況

(単位：件)

区 分	施 設 入 所	里 親 委 託	指 児 童 福 祉 導 司	面 接 指 導	そ 市 町 の 村 送 他 致	計
令和5年度	48	15	17	2,549	96	2,725
構成比(%)	1.8	0.6	0.6	93.5	3.5	100.0
令和6年度	40	13	12	2,803	114	2,982
構成比(%)	1.3	0.4	0.4	94.0	3.8	100.0
対前年度比(%)	83.3	86.7	70.6	110.0	118.8	109.4